

米国 TSCA 第 8 条(a) アスベストに関する報告の提案規則公表

2022 年 5 月、米国環境保護庁（EPA）は発がん性物質として知られるアスベストに関する包括的な報告を義務付ける提案規則を公表しました。規則案は TSCA 第 8 条(a) に基づき、アスベストを製造（輸入）または加工した特定の者に対し、アスベストの数量、活動の種類、従業員数等の特定のばく露関連情報の報告を求めています。対象はアスベストが成形品、混合物の構成成分である場合、または不純物である場合も含まれます。

なお、規則を通じて収集されたデータは、現在進行中のアスベストに関するリスク評価およびそのリスク評価結果によるリスク管理策定などの今後の対応に役立てるために使用される予定です。

<提案規則概要（最終規則において修正される可能性もございます）>

報告対象	既知または合理的に把握できる範囲において、以下のアスベストのタイプに関しての報告を EPA は提案しています。特定のタイプが不明な場合、一般的なアスベストとして情報提供することになります。
	Asbestos type（CAS 番号は参考リンク先の官報をご参照ください）
	Asbestos
	Chrysotile
	Crocidolite
	Amosite
	Anthophyllite
	Tremolite
	Actinolite
	Libby Amphibole (mainly consisting of tremolite, winchite, and richterite)
報告対象者	・最終規則の発効日の過去 4 年間 ^{*1} にアスベスト ^{*2} を製造（輸入）または加工した者 ・小規模事業者も報告対象者に含まれます（一部例外あり） ^{*1} :EPA の予想では、2019 年から 2022 年の 4 年間 ^{*2} :成形品中のアスベスト、混合物中の成分/不純物としてのアスベストを含む
報告期間	最終規則の発効日の 6 か月後から、その後 3 か月間

規則案通りに最終化された場合、規則発効日から最長でも 9 か月以内に情報の収集および提出を行う必要があります。そのため、事前にご準備いただく際には、必要に応じてこちらの規則案をご参照ください。なお、本規則案に対するコメント期間は 2022 年 7 月 5 日までとなっております。

ご不明な点がございましたら、次ページのお問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

参考：

EPA | TSCA Section 8(a)(1) Reporting and Recordkeeping Requirements for Asbestos

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/tsca-section-8a1-reporting-and-recordkeeping>

官報 | Asbestos; Reporting and Recordkeeping Requirements Under the Toxic Substances Control Act (TSCA)

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/06/2022-09533/asbestos-reporting-and-recordkeeping-requirements-under-the-toxic-substances-control-act-tsca>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門 環境・健康・安全評価センター

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 TEL : 03-6896-6436

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>